

# ○ 畑地化促進事業

令和7年度補正予算額 19,457百万円

## <対策のポイント>

水田を畑として利用し、畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

## <事業目標>

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦29.4万ha、大豆16万ha [令和5年度まで] →麦32.8万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

### <事業の内容>

#### 1. 畑地化支援

水田を畑として利用し、**畑作物**（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等）の**本作化に取り組む農業者**を支援します。

#### 2. 定着促進支援

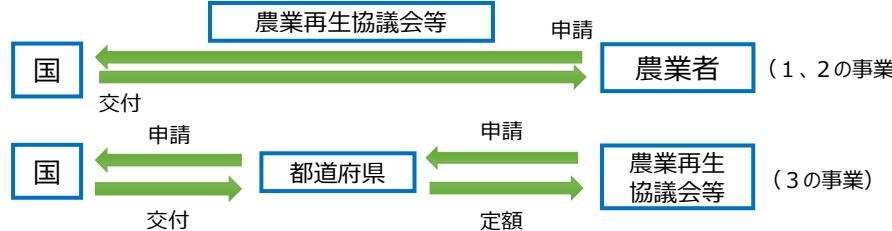
水田を畑として利用して、畑作物の定着等に取り組む農業者を**5年間、継続的に支援**します。

#### 3. 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

## <事業の流れ>

當農計画書・交付申請書等の取りまとめ



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

### <事業イメージ>

#### 畠地化支援・定着促進支援

対象作物	1 畠地化支援 (令和8年産単価)	2 定着促進支援 (令和8年産単価)
<b>畠作物</b> (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうも ろこし、そば、野菜、果樹、 花き等)	7万円/10a	<ul style="list-style-type: none"><li>2.0 (3.0*) 万円/10a × 5年間</li><li>または</li><li>10.0 (15.0*) 万円/10a (一括)</li></ul> <p>(※ 加工・業務用野菜等の場合)</p>

#### 産地づくり体制構築等支援



##### ① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど\*）に要する経費を支援  
(定額 (1協議会当たり上限300万円))

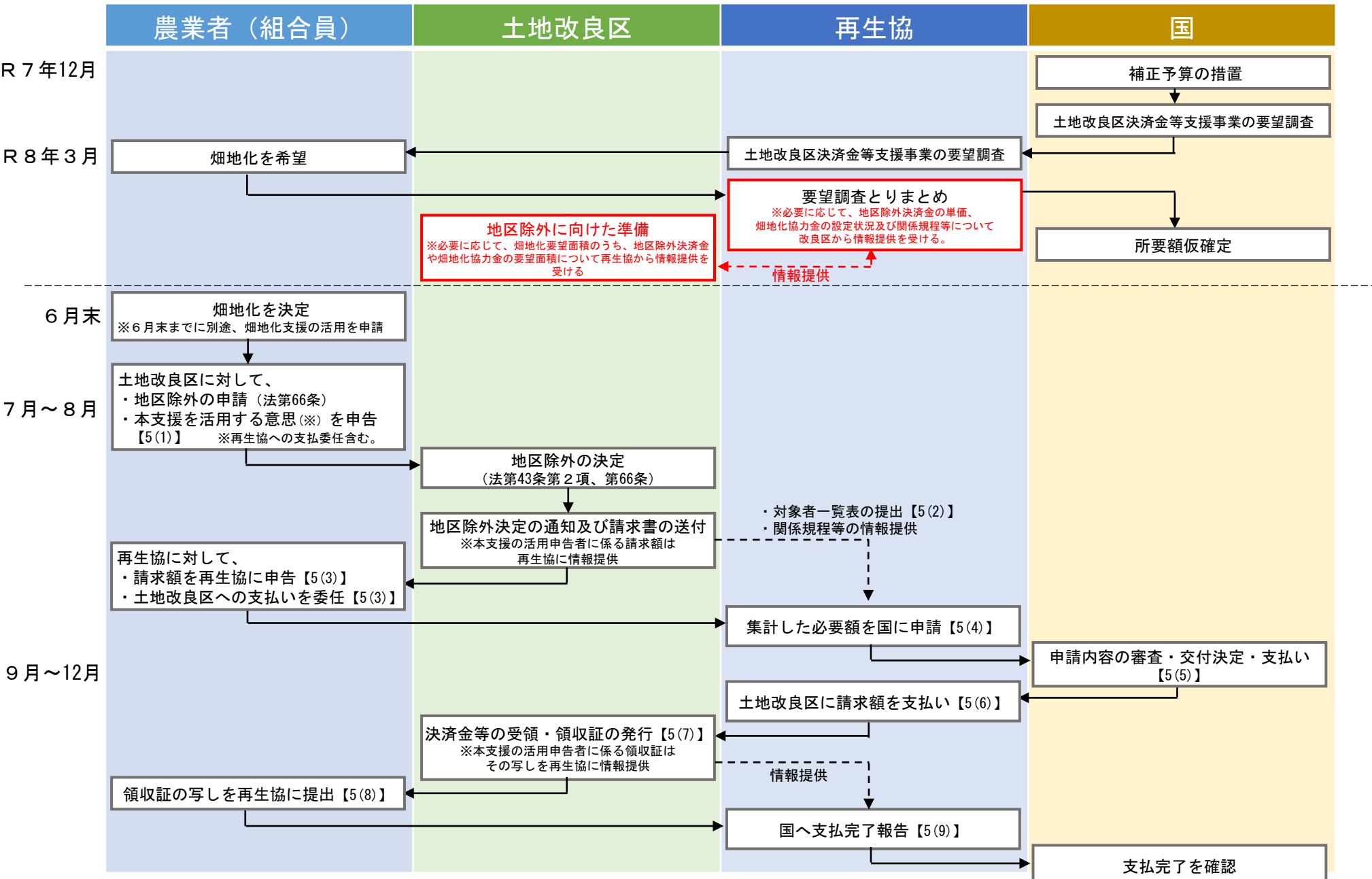
\* 借地の場合には、**賃借人（耕作者）**が**土地所有者の理解を得ることが必要**。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

##### ② 土地改良区決済金等支援

令和8年度に畠地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畠地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援  
(定額 (上限25万円/10a))

[お問い合わせ先] 農産局企画課 (03-3597-0191)

(参考) 土地改良区地区除外決済金等の支援フロー



※地域農業再生協議会は、畑地化支援を申請する予定の農業者について、申請予定の場所が地域でおおむね団地化しているか等を別途確認することとなっています。

※本事業における補助金の申請・交付等については、都道府県・市町村を経由して実施する予定としています。

※【】は、畑地化促進事業実施要領（令和4年12月27日付け4農産第3482号農林水産省農産局通知）別表2の5の各規定を指します。